

平取町農業振興地域整備計画変更事務取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条の規定に基づき本町が定める平取町農業振興地域整備計画（以下「整備計画」という。）に関し、法、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号。以下「政令」という。）及び農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年省令第45号。）に定めるもののほか、必要な事務手続その他の細目を定めるものとする。

(原則)

第2条 整備計画は、土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を計画的に推進することを目的に策定するものであり、うち農用地利用計画は、土地を農業用と非農業用に区分するとともに、農業上の用途を指定し優良農地の確保・保全するためのものであることから、その変更にあたっては、関係法令及び農業振興地域制度に関するガイドライン（平成12年4月1日付け12構改C第261号。）ほか通知等に則り、関係機関と連携して行うものとする。

(農用地利用計画の変更申出)

第3条 農用地利用計画の変更を申し出ようとするときは、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）変更申出書（別紙様式1）に必要書類を添付し町長に提出しなければならない。

2 計画の変更を申し出る者（以下「申出者」という。）は、原則として土地所有者とする。ただし、土地所有者に代わって計画の変更を申し出る場合は、前項に定める申出書のほか、農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に伴う同意書（別紙様式2）を提出しなければならない。なお、申出の内容については、町と事前に十分な協議を行うものとする。

3 町は、前項の協議において、申出前であっても、申出の内容の確認に必要な資料等の提出を求めることができるものとする。

4 除外の申出をするときは、変更後の土地の利用形態から見て、変更が必要であるかどうか及び当該変更後の土地の規模が適当であるかどうかを判断し、法第13条第2項に掲げる要件を全て満たした上で誓約書（別紙様式3）を提出しなければならない。

(申出者の責務)

第4条 申出者は、前条の申出から計画の変更までの間において、申出内容に係る町及び関係機関からの問合せや追加資料の提出依頼等に対し、誠実に対応しなければならない。

(申出の取下げ)

第5条 第3条に定める申出書を提出した後に取下げようとする者は、農業振興地域整備計画変更申出取下書（別紙様式4）を町長に提出する。ただし、法第13条第4項の規定により準用する法第11条第1項に基づく計画変更案の公告及び縦覧の開始後は、取下げることができない。

(申出の受付期間)

第6条 第3条に定める申出の受付期間は、毎年1月、3月、6月、9月の月初から月末までとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は、随時受付を行うものとする。

(1) 農用地区域への編入を行うもので、農業委員会のあっせん又は買入れ協議等による売買を行う場合、基盤整備事業の受益地とする場合、その他上記の受付期間では農業上の不利益があると認められる場合

(2) 政令第10条に定める軽微な変更である場合

2 前項の規定にかかわらず、整備計画の基礎調査及び全体見直しに係る期間が属する年度については、申出の受付を行わないことができる。この場合において、町長は、町広報、町のホームページ等で周知を行うものとする。

(意見聴取)

第7条 町長は、第3条に定める申出書を受理したときは、政令第10条に定める軽微な変更を除くものについて、平取町農業委員会、沙流土地改良区、びらとり農業協同組合及び必要に応じて沙流川森林組合ほか関係機関に意見聴取を行うものとする。

(計画変更案の縦覧)

第8条 計画の変更を伴うもののうち、政令第10条に定める軽微な変更を除くものについては、法第11条に定める縦覧を行うこととし、その期間は公告の日の翌日から10日間とする。

(知事協議)

第9条 第3条に定める申出に係るもののうち、政令第10条に定める軽微な変更を除くものについては、計画変更案の公告・縦覧及び異議申出期間終了後、速やかに次の書類を作成し北海道知事に協議を行うものとする。

- (1) 平取町農業振興地域整備計画変更協議書(別紙様式5)
- (2) 変更等理由書
- (3) 農用地利用計画案の縦覧公告文の写し
- (4) 農用地利用計画変更案に対する異議申出書の写し及び町決定書の写し(異議申出があった場合のみ)
- (5) 平取町農業振興地域整備計画(案)
- (6) 関係機関からの意見書の写し
- (7) 関係図面

(変更内容の送付)

第10条 町長は、所定の手続き終了後に法第12条に定める公告を行い、変更の翌月5日までに公告文の写し及び変更後の計画書の写しを北海道知事に送付するものとする。

(申出者への通知)

第11条 町長は、第3条に定める申出により整備計画を変更したときは平取町農業振興地域整備計画変更に関する通知書(変更通知)(別紙様式6)により、当該手続の過程において整備計画を変更しないこととしたときは平取町農業振興地域整備計画変更に関する通知書(変更しない旨の通知)(別紙様式7)により、その旨を申出者に通知するものとする。

(その他)

第12条 その他、計画変更に必要な事務手続については、必要に応じて北海道日高振興局、平取町農業委員会、その他関係機関と協議の上、平取町産業課農政係で定めるものとする。

附 則

この要項は、令和3年12月1日から施行する。